

## 地域猫活動支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、地域猫の導入に取り組む自治会等の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「地域猫」とは、特定の飼い主がおらず、その地域の住民が環境省作成のガイドライン（平成22年（2010年）2月「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」）に沿ったルールを作つて共同で飼育管理をする猫のこと。
- (2) 「自治会等」とは、町内会や自治会など、地域住民で構成された自治組織をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、県内（熊本市を除く）の自治会等が取り組む地域猫の導入に係る活動のうち、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理費（地域猫の管理に要する費用。ただし、避妊去勢手術費用は除く。）
- (2) 啓発費（啓発看板やポスター、チラシ作成に要する費用）
- (3) 会合費（地域猫に関する会合や講習会の開催に要する費用（飲食費は除く。））
- (4) その他地域猫の導入に係る活動に要する費用

### (補助金の額)

第4条 この補助金における補助額は、事業箇所1箇所につき300,000円を上限とし、活動に係る経費が300,000円に満たない場合は活動に係る経費とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 要項第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、提出期限は、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第2号様式とする。
- 3 要項第3条第2項第2号の收支予算書は、別記第3号様式とする。
- 4 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「申請者」という。）は、申請書を猫の生息区域を所管する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出し、保健所長は、提出された申請書を様式第4号により健康危機管理課長へ進達する。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 要項第5条第2項の変更申請書は、別記第1号様式を準用するものとし、事業変更計画書は、別記第2号様式を準用する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期限は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 要項第9条第1項の実績報告書及びその添付書類の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までとする。

2 要項第9条第1項の実績報告書は、別記第5号様式によるものとする。

3 要項第9条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収支精算書（別記第3号様式を準用）

(2) 事業実績に係る経費使途明細書若しくは領収書等使途が確認できるものの原本（ただし、申請者が原本を保管しなければならない等やむを得ない場合に限り、保健所が原本照合を行った原本の写しで可）

4 申請者は、実績報告書を保健所長に提出し、保健所長は、提出された実績報告書を別記第6号様式により健康危機管理課長へ進達する。

(証拠書類の保管)

第9条 申請者は、補助事業に係る経費使途明細書若しくは領収書等経費使途が確認できるものの写しを5年間保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年（2018年）8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年（2019年）4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。